

佐賀県教育委員会が実施する ICT 利活用教育での

佐賀新聞電子版の活用に関する協定書

佐賀県教育委員会（以下、「甲」という。）と株式会社佐賀新聞社（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

【目的】

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、甲が所管する学校において、乙が発行する佐賀新聞電子版（以下、「電子版」という。）および乙の人材を活用し、教育の質の向上に資することとする。

【連携する内容】

第2条 甲および乙は、互いに協力し、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(1) 甲の所管する学校は、電子版の記事やリンクしている関連記事を読むことにより、世界情勢から地域の話まで幅広く生徒の興味・関心を喚起するとともに郷土愛を醸成し、電子版を通じて社会性や読解力などを高めるよう利活用する。

(2) 乙は甲の所管する学校の要請があれば、乙に所属する記者らを派遣する。記者らはそれぞれの体験・見識に基づき、電子版を活用した授業などを行う担当教諭らと連携し、リテラシーを含めた生徒のICT利活用能力の向上などに寄与する。上記規定に基づく記者等の派遣に要する経費は、乙の負担とする。

(3) 甲の所管する学校は、乙が発行する電子版に掲載された記事や写真を使用する際、乙に許可なくコピーして別のサイトに転載したり、印刷して校外で配布したりしないなど、著作権や肖像権並びに個人情報保護など人権に最大限配慮する。

【有効期間】

第3条 この協定は、締結の日の翌日から翌年3月31日まで有効とする。有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも申し入れがない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

【その他】

第4条 この協定に定めるもののほか、ICT利活用教育推進のための協力体制・改善要望や運用など新たに協議が必要な事項が生じた場合は別途協議して定める。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月28日

甲 住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

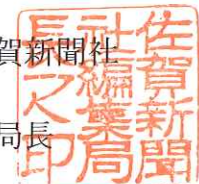
佐賀県
教育長



川崎 俊広

乙 住 所 佐賀市天神三丁目2番23号

株式会社佐賀新聞社
取締役編集局長



佐賀新聞社
取締役編集局長